給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

1．現年度　2．新年度　3．両年度

※町処理欄

記載例 ①
退職等で普通徴収に変更する場合

令和 6 年 ○ 月 × 日提出

（あて先）山ノ内町長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒 0 1 2 - 3 4 5 6 ○○県××町△1－2－3
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 ○×商事
個人番号※注3又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		9999000
宛名番号※注2		
担当者	課・係	人事課 給与係
	氏名	特徴 花子
	電話	0000-00-0000 内線（ 111 ）

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ヤマノウチ タロウ						
氏名	山ノ内 太郎						
生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日						
個人番号※注3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
受給者番号							
1月1日現在の住所	長野県下高井郡山ノ内町大字○○3－2－1	140,000 円	6 月から 9 月まで 47,200 円	10 月から 5 月まで 92,800 円	6 年 9 月 30 日	1（右から番号を記入）1．退職 2．転勤 3．休職・長期欠勤 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他〔事由・理由〕	3（右から番号を記入）1．特別徴収継続 2．一括徴収 ※注4 3．普通徴収（本人納付）
異動後の住所	東京都○○区××1－1－1						

令和6年1日1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入します。
転居等により住所地が変更しても、5月分までの1年分は1月1日時点の住所地へ納めます。

退職後に出国（海外へ転出）される場合は、未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。
徴収できない場合は、個人で納めていただくことになります。

出国前に全額納付していただくか、代理で納税を行う納税管理人の選任が必要になります。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分から普通徴収に変更する場合。

（ア）特別徴収税額（年税額）　140,000円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額　47,200円（6月から9月分）
（ウ）未徴収税額　92,800円（10月から翌年5月分）
↑
普通徴収税額
（本人が納付書で納める分）

新しい勤務先へは、月割額　　円を　　月分（　　）から

新規　法人番号

2．一括徴収の場合

理由　1．異動が令和

2．異動が令和

月　日　円　納入します。

3．普通徴収の場合

理由　1（右から番号を記入）

1．異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村処理欄

4　一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

ペン又はペンで記載してください。
「の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載し先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」の欄に「1．特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日事項を記載し、新勤務先に送付願います。の提供を受け記載してください。町村長に送付してください。

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

記載例 ②
退職等で一括徴収する場合

税額通知書や「特別徴収のしおり」表紙に記載されています。

令和 6 年 ○ 月 × 日提出 (あて先)山ノ内町長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒 0 1 2 - 3 4 5 6 ○○県××町△1－2－3
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事
		個人番号※注3 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		9999000
宛名番号※注2		
担当者連絡先	課・係	人事課 給与係
	氏名	特徴 花子
		1)

退職後に出国（海外へ転出）される場合は、未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の	
	フリガナ	ヤマノウチ タロウ						
	氏名	山ノ内 太郎						
	生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日						
	個人番号※注3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
	受給者番号							
	1月1日現在の住所	長野県下高井郡山ノ内町大字○○3－2－1	140,000 円	6 月から 9 月まで 47,200 円	10 月から 5 月まで 92,800 円	6 年 9 月 30 日	1 右から番号を記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長期欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由 〕	2 右から番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※注4 3. 普通徴収（本人納付）
	異動後の住所	東京都○○区××1－1－1						

1．特別徴収義務者（新しい勤務先）

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（ 月 日納期分）から

内線（ ）

9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分で一括で納入する場合。

（ア）特別徴収税額（年税額） 140,000円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額 47,200円（6月から9月分）
（ウ）未徴収税額 92,800円（10月から翌年5月分）
↑
一括徴収税額

一括徴収した税額を納入する月を記入。
※1月以降の退職の場合、一括徴収が義務づけられています。

2．一括徴収の場合

理由 1 右から番号
1．異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定年月日 10 月 25 日
徴収予定額（上記（ウ）と同額） 92,800 円

左記の一括徴収した税額は、10 月分（11月10日納期分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由 右から番号を記入
1．異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3．死亡による退職であるため

※市町村処理欄

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

新勤務先では「1．特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

「特別徴収義務者」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

「新勤務先」の欄には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

ボールペン又はペンで記載してください。

記載例　③
転勤等で特別徴収を継続する場合

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

1．現年度	2．新年度	3．両年度
※町処理欄		

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒012－3456 ○○県××町△1－2－3
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
	氏名又は名称	株式会社 ○×商事
	個人番号※注3 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		9999000
宛名番号※注2		
担当者連絡先	課・係	人事課 給与係
	氏名	特徴 花子
	電話	0000-00-0000 内線（ 111 ）

「個人番号」は前勤務先では記入せずに、新しい勤務先で本人から番号の提供を受け、記入してください。

所得者	ヤマノウチ タロウ 山ノ内 太郎		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日		140,000 円	6 月から 9 月まで 47,200 円	10 月から 5 月まで 92,800 円	6 年 9 月 30 日	2（右から番号を記入）1．退職 2．転勤 3．休職・長期欠勤 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他〔事由・理由〕	1（右から番号を記入）1．特別徴収継続 2．一括徴収 ※注4 3．普通徴収（本人納付）
個人番号※注3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
受給者番号								
1月1日現在の住所	長野県下高井郡山ノ内町大字○○3－2－1							
異動後の住所	東京都○○区××1－1－1							

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
	所在地	〒789－0123 △△県○○町□□4－5－6	担当者連絡先	係：庶務係
	フリガナ	サンカクシカクギンコウ カブシキガイシャ		氏名：特徴 一郎
	氏名又は名称	△□銀行 株式会社		電話：0000-00-0000 内線（

新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を 10 月分（ 11 月 10 日納期分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
帳票書の要否（見の場合のみ記載）	1（右から番号を記入）1．必要 2．不要

「1．特別徴収継続の場合」は新しい勤務先で記入します。
月割額が不明は場合は空欄とし、徴収開始月は必ず記入してください。

2．一括徴収の場合

理由（右から番号）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があっ
2．異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出が

右記の一括徴収した税額は、　月分（　月　日納期分）で　ます。

3．普通徴収の場合

理由（右から番号を記入）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3．死亡による退職であるため

※市町村処理欄

4　一月一日から務先で前勤務先「一」「再」ボー名番号を記載してください。

「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。

の間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。